

大妻女子大学科目等履修生規程

平成9年11月4日
制定

(趣旨)

第1条 大妻女子大学学則(昭和48年4月1日制定。以下「学則」という。)第40条に規定する科目等履修生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学できる者は、学則第14条に規定する大学入学資格を有する者とする。

(入学の手続)

第3条 科目等履修生を志願する者は、次の書類に選考料13,000円を添えて所定の期日までに、学長に願出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 最終出身学校の修了証明書又は卒業証明書
- (5) 現に職のある者は所属長の承諾書
- (6) 現に日本国に在住している外国人は、住民票

(入学の許可)

第4条 科目等履修生の入学は、教授会の議を経て学長が許可する。

(入学料及び履修料)

第5条 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料20,000円及び履修料として1単位につき20,000円を納付しなければならない。

ただし、実験及び実習等に要する経費は、必要に応じ別途徴収することがある。

(諸料金の還付)

第6条 既納の選考料、入学料及び履修料は返還しない。

(入学期)

第7条 科目等履修生の入学期は、学年又は学期の始めとする。

(在学期間)

第8条 科目等履修生の在学期間は、6か月又は1年とする。ただし、特別の理由があるときは、願出により在学期間の延長を許可することがある。

(履修単位数)

第9条 科目等履修生が1年間に願出できる履修科目の総単位数は、10単位以内とする。

(許可の取消し)

第10条 科目等履修生として本学諸規程に反したときは、教授会の議を経て学長は科目履修の許可を取り消すことがある。

(証明書の交付)

第11条 履修した授業科目の試験に合格し、単位を修得した者は、願出により単位修得証明書の交付を受けることができる。

(他の規程の準用)

第12条 科目等履修生については、本規程のほか、正規の学生に関する諸規程を準用する。

(本学大学院生の履修)

第13条 本学大学院生が科目等履修生として教育職員免許状等各種資格取得のために必要な科目を履修する場合の選考料、入学料、履修料及び履修単位数等については別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月14日から施行する。